

鹿児島県奄美市、龍郷町および大和村で平成22年10月20日に発生した豪雨被害に対する義援金受入れの取扱期間を延長

去る10月20日に鹿児島県奄美市、龍郷町および大和村において発生した豪雨に伴う災害では、家屋の損壊・多数の床上床下浸水などの被害をもたらしました。

このため被災地の「奄美大島信用金庫」では、社団法人全国信用金庫協会を介して全国の信用金庫に協力要請を行い、義援金の受入れを開始しましたが、このたび、地方公共団体の依頼に基づき取扱期間を当初の11月30日（火）から12月30日（木）まで取扱いを延長することといたしました。

これにより各信用金庫の窓口へ寄せられた義援金は、信用金庫の全国規模のネットワークにより同金庫を通じて被災地の地方公共団体に寄付されることになっております。

私たち信用金庫は、この手続きに則り、責任をもって地域の皆さまからの善意の義援金をお預かりいたしますので、一日も早い被災地の復興に向けてご協力をいただきますようお願い申し上げます。

被災地の信用金庫による義援金の取りまとめにつきましては、これまでも、各地で発生した地震災害や豪雨災害の際に実施しており、地域の復興に少しでもお役に立てるよう、全国の信用金庫が一丸となって取り組んで参りました。

地域とともに生きる信用金庫は、地域に対する思いが深く、地域へ貢献することを社会的使命としており、日々、実践を重ねています。

今回の義援金受入活動の概要は下記のとおりです。

記

被災地の「奄美大島信用金庫」が受け入れて地元の地方公共団体に寄付する義援金

- ・取扱期間 平成22年12月1日（水）～平成22年12月30日（木）
- ・寄付先 鹿児島県奄美市
鹿児島県大島郡龍郷町
鹿児島県大島郡大和村

以上